

DV 家庭で育つ子どもたち

——フェミニストカウンセリングの現場から——

井上 摩耶子
竹之下 雅代

論要旨

最近では、DVという言葉も定着し、国の被害者支援も一定の役割を果たしているように思われるが、DV家庭で育つ子どもたちへの社会的な対応や支援の遅れが問題である。二〇〇四年の児童虐待防止法の改正によって、「DVの目撃は児童虐待である」と明記された。しかし、児童相談所などの児童福祉の現場では、未だ明確なDV家庭で育つ子どもへの支援体制が確立してはいないように思われる。

ここでは、そういう境遇に置かれている子どもたちの心の傷と、そこからの心理的回復を目指す子どもたちへのカウンセリングやグループワーク援助について述べたいと思う。本稿は、筆者たちが、DV加害者から逃れて母子生活支援施設に入所した子どもたちに対して、ボランティアでカウンセリングやグループワークを実施したときの経験に基づくものである。日本においては、DV家庭で育つ子どもへの支援が緒にたばかりであり、私たちの実践も手探り状態であり、本稿での理論的裏付けもほとんど外国文献に頼らざるを得なかった。

はじめに

二〇〇一年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下DV防止法）が制定されて以来、二〇〇四年にDV防止法第一次改正法が、二〇〇七年に第二次改正法が、二〇一三年に第三次改正法が制定された。現在、京都府も「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の

保護・自立支援に関する計画」改定に伴うパブリック・コメントを募集している。

二〇〇一年当時は、夫・恋人からのDV（ドメスティック・ヴァイオレンス）という言葉にもなじみがなく、DVと勘違いする人もいた。最近では、DVという言葉も定着し、国の被害者支援も一定の役割を果たしているように思われるが、二〇一二年内閣府男女共同参画局『男女間における暴力に関する調査』（女性一七五一人、男性一五四二人）によれば、DV被害について公的な相談窓口に相談した人は未だ一〜六%にすぎない。それ以外の人は、友人・知人や家族・親戚を相談相手として選択し、依然として「どこ（だれ）にも相談しなかった人」が、女性の四一・四%、男性の七六・一%を占めている。

また、DV家庭で育つ子どもたちへの社会的な対応や支援の遅れが問題である。二〇〇四年の児童虐待防止法の改正によって、「児童が同居する家庭における配偶者からの暴力」は、その暴力の目撃といった間接的なものであっても、それは「心理的虐待」であると明記された。しかし、児童相談所などの児童福祉の現場では、未だ明確なDV家庭で育つ子どもへの支援体制が確立してはいないように思われる。

先述の調査において、「なぜDV加害者と別れなかったのか」という問いに対して、男女ともに第一位は「子どもがいるから、子どものことを考えたから別れられない」（女性五七・三%、男性六五・〇%）であった。ちなみに女性の二位は「経済的な不安」（女性一八・九%、男性五・〇%）であり、男性の二位は「世間体を気にした」（男性一一・七%、女性二・二%）である。女性も男性も、子どものことを考えると別れることができないと答えているので、DV家庭から子どもを救い出す方策、子連れで支援される方策が考えられない限り、子どもはDVという虐待にさらされ続けることになる。

ここでは、そういう境遇に置かれている子どもたちの心の傷と、そこからの心理的回復を目指す子どもたちへのカウンセリングやグループワーク援助について述べたいと思う。本稿は、「ウイメンズカウンセリング京都」に所属する筆者と竹之下雅代とが、DV加害者から逃れて母子生活支援施設に入所した子どもたちに対して、ボランティアでカウンセリングやグループワークを実施したときの経験に基づくものである。日本においては、DV家庭で育つ子どもへの支援が緒についたばかりであり、私たちの実践も手探り状態であり、本稿での理論的裏付けもほとんど外国文献に頼らざるを得なかった。

また、二〇一二年九月に、ウイメンズカウンセリング京都の公開講座「DV家庭で育つ子どもたち——サバイバーYさん、Tさんと一緒に考える」を開催したが、大学一年生のYさんと高校三年生のサバイバーTさんの発言は、受講者からの大きな反響を得た。

筆者が (I) を、竹之下雅代が (II) を執筆することをお断りしておきたい。

(I)

1 子どもは両親のDVを目撃しているのか

二〇〇六年度内閣府男女共同参画局『男女間における暴力に関する調査』(女性一五七八人、男性一三二〇人)において、「子どもが一八歳未満の時期に、DVを目撃していたかどうか」を尋ねたところ、①「子どもは知らなかった」(女性三八・三%、男性三六・八%)で、②「子どもは目撃していた」(女性二〇・二%、男性一八・二%)、③「子どもは目撃していないが、音や声、様子から知っていた」(女性一一・七%、男性一四・三%)という結果だった。②と③を合わせて「子どもは知っていた」とする人は女性の三一・九%、男性三二・四%であり、「子どもは知らなかった」とする人のほうが多い。

同じく、二〇〇八年京都市男女共同参画課『配偶者からの暴力に関する調査』においては、①「子どもは知っていた(いる)」は五六・一%で、②「子どもは知らなかった(知らない)」は二三・六%であり、「知っていた」とする人のほうが多い。二〇〇九年京都府男女共同参画課『配偶者からの暴力に関する調査』においては、①「子どもは見たことがある」が三五・二%、②「子どもは見たことはないが、音や声、様子から知っていた(いる)」一三・四%で、③「子どもは知らなかった(知らない)」三九・七%だった。①と②を合わせると四八・六%になり、「知っていた」とする人のほうが多い。

しかし、これらの統計から読みとることのできる「子どもは知らないだろう」というおとなの推察は、日本よりもDV研究の進んだアメリカの研究者によれば、楽観的、希望的観測にすぎないということになる。

ランディ・バンクロフトは、「虐待された母親を持つ子どもはたいいてい、父親の屈辱的な態度やいじめについてかなり詳しく知っていて、子どもの中の心の中には、見たり聞いたりしたことについて、あるいは、きょうだいから教えられたことについて、さまざまな思考や感情が渦まいていく」ということがわかっています(バンクロフト「二〇〇六年」七五頁)と述べる。具体的には、

・子どもは事件を見ている。研究者によれば、DV家庭の子どもの七五%が少なくとも一回は暴力を直接目撃していると言われている。ドア越

しに、あるいは隙間から覗いていたり、階段の一番上や家具の後ろに隠れたりして見ている。また、子どもが目の前に立っているのに、母親は夫の怒りや暴力に取り乱して、目撃している子どもの存在に気づかない場合もある。

・子どもは事件を聞いている。怒鳴り声、脅し、物を床に投げつける音、ぴしゃりと叩く音——こういう音は家に大きく鳴り響く。また、父親が爆発した後には家を飛び出して行くときの音も響きわたる。どなり声や大きな音が子どもを起こしてしまい、弟や妹が無事かどうか急いで見に行くかもしれないし、また、父親の機嫌が悪くなつていく兆しを敏感に察知する子どもは、何ごともなく両親が休んでくれるのを祈り、ベッドのなかでびくびくしながら眠れない夜を過ごしていることもある。

・子ども同士で、事件について教えあっている。目撃した恐ろしい光景や動揺させるようなできごとを、きょうだい同士でこっそり話し合っている。この話題は家族のなかですぐに知れ渡る。必ずしも年長の子どもが、弟や妹に話していい内容かどうかを判断できるとは限らない。

・家の様子が違うことに気づいている。ひっくり返っている椅子、割れている皿や窓、壊れたおもちゃ、散乱している服などに子どもが気づく場合もある、DV夫は片づけられないし、母親もあまりのショックに何もできず、ただ部屋に鍵をかけて閉じこもり、泣きながら眠ってしまったこともあるだろう。

・あなたの様子が違うことに気づいている。他人にはわからないような反応でも、子どもは本能的に感じとる。あなたが震えていたり、ふらついていたり、いつになく怒りっぽい、よそよそしいことを察知している。子どもは心のなかで、探偵のように推理し、何が起きているのかを想像する。一方の親が苦しんでいるのではないか、危険な目に遭っているのではないかと疑っているときの子どもは、非常に敏感で、観察力が鋭くなるということを知っている大人はあまりいない。

・子どもは空気を感じとっている。虐待や脅迫に対して、子どもは強力なリーダーをもっている。たとえ夫があなたを殴ったことはないとしても、子どもには彼が恐怖を与えていることや困らせていることがわかる。自分自身が彼にときどき味わわされていた気持ちとあなたの気持ちに共通点を見出すことがあり、それは、子どもが少しずつ状況を理解するのに役立っている。(七六頁〜七七頁)。

上記は、日本での調査にみられる「子どもは両親のDVを目撃していないだろう」とする推測が現実のものではないことを示すものである。

2 DVが子どもに与える影響

次に、DVが子どもに影響を与えたか否かを先述の調査によってみてみよう。内閣府の調査では、「子どもに影響を与えたと思う」（女性六六・九％、男性六七・八％）、「影響を与えなかったと思う」（女性二二・五％、男性一五・三％）である。京都府調査では、「子どもの変化（大人の顔色をうかがうようになった）」は二八・九％、「特に変化はなかった」は七一・二％であった。

内閣府の調査でいう「影響」がどのようなものを指しているのかわかりにくいだが、京都市・府調査でいう「大人の顔色をみるようになった」程度のものを指しているのだろうか。このような調査項目そのものが、日本社会においてはDVの子どもへの影響があまりにも過小評価されていることを示すものだろう。

バンクロフトが挙げた「DVが子どもの行動・感情・認知面に及ぼす影響」は次の通りである（八七頁～九一頁）。

① 行動への影響

- ・ 友だちをいじめる、侮辱する、身体的暴力をふるう。
- ・ 交友関係がうまくいかず、社会との接触を避ける（ひきこもり）。
- ・ 別離、とくに母親との別離に対して怖がったり動揺したりする。
- ・ 権威ある人、とくに母親に反発、反抗する。
- ・ 赤ちゃん返り（おねしょ、日中の「おもらし」など）。
- ・ 多動、心配、強迫観念、衝動
- ・ 学校での学習に支障をきたしたり、注意力散漫になったりする。
- ・ 摂食障害（過食、拒食など）
- ・ 乳児の発育障害（悪夢、すぐに目を覚ましてしまう。なかなか眠りにつけない）
- ・ きょうだい、とくに男の子が女の子に、年上の子が年下の子に対して暴力をふるう。
- ・ 家出

一〇代の子どもにおける主な兆候

・薬物乱用

・不良とつきあう

・つきあっている恋人に対し、暴力や言葉での虐待または性暴力をふるう（ⅡデートDVの加害者）。

・つきあっている恋人から、暴力や言葉での虐待、または性的虐待を受ける（ⅡデートDVの被害者）。

・母親に対する暴力

・母親を守るために、身を挺して、あるいは言葉で止めに入る。

・母親に対する虐待者の行動をまねる。

② 感情への影響

・恐れ、心配、緊張

・うつ、悲しみ、自殺願望

・不安感

・罪悪感、自己非難、恥

・怒り、敵意、つらさ

・友だちに対するさまり悪さ、恥ずかしさ（友だちを家に呼びたがらないなど）

・母親を守らなければならないという責任感

・きょうだい、とくに弟や妹を守らなければならないという責任感

・親戚や友だちの安全を心配する（全般性不安）。

・きょうだいを責めたり、敵対心を抱いたりする。

・母親を責めたり、敵対心を抱いたりする。

・虐待者に暴行する、または虐待者を殺すことによって、立ち向かうという幻想

- ・虐待者が持っているような力を持ちたいという欲求（攻撃者と自分を重ね合わせる）
- ・けんかに発展するのではないかと考え、普通の議論をも怖がる。
- ・現実について確信が持てなくなる。

③ 学習や認知への影響

- ・注意の欠陥（注意欠陥多動障害が原因になっていると間違われるような兆候も含む）
- ・学習や注意力に差し障る多動
- ・学習の遅れ
- ・言語習得の遅れ
- ・低い学業成績
- ・病气やずる休みなどで、学校をよく欠席する。
- ・学校で居眠りをする（虐待があつて眠れなかったということもよくある）。

日本では、子どもたちへのDVの影響についての系統だった精神医学的、心理学的研究やカウンセリング実践報告は未だ少ないが、筆者と子どもたちとのカウンセリング面接からも、これらの影響はうなずけるものである。そして、出会った子どもたちの半数近くが不登校になっているが、その原因は上記に挙げられているDVの心身への影響にあると思われる。小中学校にはスクールカウンセラーが配置されているが、カウンセラー側に「DV家庭で育った子ども」という視点がないために、どの子どももカウンセラーにDV被害について話すことはできないままであった。母子生活支援施設でカウンセリングをしていた折に、クライエントである中学生男児の支援学級の担任教師が訪ねてこられたので、筆者が彼の不登校になっている理由や、DV家庭で育った彼のトラウマ体験についてアドヴォケイト（彼に代わって代弁擁護）したこともあった。担任にとって、DVについての、そしてDV家庭で育つ子どもたちについての社会的・心理的な情報を得たのははじめてであったことであつた。

母子生活支援施設では、子どもにカウンセリングをするのと同時に、お母さんたちにも、子どもへの対応の仕方について以下のような情報提供をした。

- ・子どもたちに安心感を与える。子どもを叩いたり、脅したりして、子どもが恐がるような怒り方をしないこと。
- ・いいきょうだい関係をつくる。暴力にならない限りけんかを認めて、とことん言い合うように援助すること。しかし、きょうだい間で、虐待が起きているときには止めること。
- ・子どもたちが保育所や学校で起きたことについて話をし、そのときの自分の感情を表現できるようにするために、どんどん質問をして話を聞くこと。
- ・DVについて、父親について、子どもが尋ねてきた場合には、隠さずに説明すること。
- ・子どもたちの怒りの感情、癩癩、大泣きは認めること。これらの行動は、子どもたちの辛い体験を癒す効果がある。しかし、子どもが物を壊したり、投げたり、人を叩くような行動は許さないで、枕を側に置いておいて代わりに叩かせるなどの工夫をすること。

3 DV家庭で育った子どもたちへのフェミニストカウンセリング

子どもたちへのカウンセリングも、DV被害者である母親へのカウンセリングと同じスタンスに立つものである。

フェミニストカウンセリングの根本理念は、「個人的な問題は政治的な問題」(the personal is political)であり、伝統的なカウンセリングが、クライアントの内面を探求することによって問題解決をはかるのに対して、フェミニストカウンセリングにおいては、クライアント個人の内面に問題やその原因を探るのではなく、その問題を社会・政治的要因と関連づけて「外在化」する。

その意味において、主として「男性から女性への暴力」としてのDVや性暴力(強姦、セクシャルハラスメント、児童期の性的虐待など)の被害者への心理的カウンセリングには、ジェンダーの視点によって問題を「外在化」するフェミニストカウンセリングが適応的である。

DV被害者に対するフェミニストカウンセリングでは、彼女の被害に対し法的・社会的なDVの定義を適用し検討することによって、カウンセラーが「彼女は被害者だ」と確信した場合には、「あなたは悪くない。悪いのは加害者のほうです」と明言し、「被害者化」を促進する。そのためには、DVやその心理的後遺症としてのPTSD(心的外傷後ストレス障害)などに関して、まず「心理教育」(心理・精神医学的な情報提供)をすることが効果的である。

筆者の面接した子どもたちは全員、母親とともにDV加害者である父親の元から逃れた子どもたちだったが、誰ひとりとして父親のDV

について、またそこから離脱する理由について、「DVという言葉」を使って説明されてはいなかった。もちろん、全員暴力をふるう父のもとを去らなければならないだろうということは了解していたが、はっきりとした言葉では表現することのできないモヤモヤとした疑問を抱いていたようだ。

そこでまず、①DVについて、虐待について、子どもたちの年齢に合わせて理解可能な言葉で説明し、「あなたは悪くない。悪いのはお父さんであり、あなたは被害者です」と話す必要がある。なかには、自分が両親のけんかの原因なのではないかと罪悪感や自責感にさいなまれている子どももいるからである。年少の子どもたちには、絵本を用いて説明することができる（チルドレン・ソサイエティ「二〇〇五」、グロー・ダーレ「二〇一七」）。

次に、②DVや虐待の影響や後遺症としていろいろな困難や問題を抱えてしまっていることに対して、たとえば「不登校は、DVという異常な出来事への正常な反応なのだから心配しなくてもいい。ここで一緒に考えていこうね」という話をする。これは、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の発症時に使われる心理教育であるが、「あなたがPTSDに罹患したのは、あなたの生得的な脆弱性のせいではなく、異常なトラウマ体験への正常な反応です」と説明するのと同じ手法である。

③「あなただけでなく、あなたと同じようにお父さんのDVに悩み闘っている子どもたちはいっぱいいるよ。あなたはひとりではない」という話をする。DV家庭で育った子どもたちは、はじめは父親のDVはこの家の父親にも共通する態度や行動だと思つて育つ。しかし、小学校入学以降、「自分のお父さんはなにかおかしい。普通の家の父親とは違う」と気づき、DVが社会的問題だとは教えられないので、今度は、自分の家（父）だけが異常なのだと思ひ込みがちである。自分以外にも、同じ問題を抱えている子どもたちがいると知ると、心理的回復への勇気を与えられる貴重な体験である。誰にも尋ねることのできない孤立無援状態を打破することが先決問題である。

子どもたちが納得して、自分はDVの被害者だという「被害者化」に達するまで、繰り返し①②③の視点に立ちながら、子どもたちの現実についてともに話し合うことが大切である。これらの心理教育が、自分自身の生き難さを「DV」という文脈から考え、話し合ってみようという新しい突破口を子どもたちに与える。

4 子どもたちへのトラウマ・カウンセリング

子どものトラウマ体験の後遺症としてのPTSD（心的外傷後ストレス障害）は、具体的には先述した「DVが子どもたちに与える影響」にみられる様態をとる。そして、そこからの心理的回復のプロセスは、成人に対するものと変わりはないと考えられる。筆者は、子どもたちへのトラウマ・カウンセリングとして、ジュディス・L・ハーマン（ハーマン「一九九六」）の「心理的回復の三段階」を適用した。

第一段階では「安全の確立」が目標である。先の心理教育によって「自分がDVの被害者であるということを受け入れて、ここで一緒に考え話していくことが元気になることなんだよ」とエンパワメントとし、カウンセラーとの信頼関係を築くことによって子どもたちの「安全感」を確立する。

第二段階は「想起と服喪追悼」が目標とされ、子どもたちがトラウマ体験を思い出して、悲しかったこと、悔しかったこと、DVの父から離れたために失ってしまった家や友達関係などを悼むことである。そうすることによって自分の身の上になが起ったのかという「外傷ストーリー」を再構築することになる。ここで注意しなければならないことは、世間一般に信じられている「お母さんのやり方が悪いからお父さんが殴るのだ」「お父さんの行動はお母さんや子どもたちへのしつけなのだ」といった誤った「DV神話」を子どもたちが内面化しないように、「DVや虐待の責任は母親や自分ではなく加害者（父親）にある」という正当な認識を基盤にした、「DV神話」とは違う「もうひとつの物語」としての「DV被害者物語」をともにつくる必要がある。

バンクロフトは、ジェンダーの視点のない誤った考え方や価値観を子どもに与えてはならないと、子どもへのカウンセリングの問題点として次のような項目を挙げ警告している（バンクロフト「二〇〇四」五四頁参照）。①暴力を引き起こしたのは、「挑発」や別の形でそれを誘った被害者側（母親）の責任である。②暴力をふるう人（父親）には、その行動の責任はない。③他者に対して権力をもつことによって、自らの心身の安全と自尊心が得られるものだ。④男性が攻撃的になったり相手に物事を要求するのは当然であり、女性は男性の要求に従うべきである。⑤女性は受身的な存在であり、被害者となる運命にある。⑥虐待を受けたと訴えれば、世間の笑い者になる。

これらは、子どもたちが「DV被害者物語」を再構築するときに注意しなければならない諸点である。ここでの「虐待の責任は母親や自分ではなく加害者（父）にある」という視点を獲得することが重要なのだが、子どもにとっては自分と血を分けた父親をどのように断じ切ることに対しては心理的葛藤が伴うので、必ず子どもたちの複雑な感情へのサポートが必要である。

第三段階は「再結合」である。ハーマンは、「心的外傷体験の核心は孤立と無援である。回復体験の核心は有力化と再結合である」(ハーマン「一九九六」三〇九頁)とし、回復の最終段階を他者や社会との「再結合」とした。この段階でのDV被害者としての子どもたちは、カウンセラーとの共同作業によって、DVによって抑圧され無力化されていた自分に気づき、「犠牲者」としてのアイデンティティを捨て「新しい自己」を創造しようとする。そして、これからは「自分がなりたい自分になる」という感覚を取りもどすことになる。

その例として、シンポジウムで話してくれたTさん(高三)の文章を紹介しよう。

Tさんは、DV家庭でDVを目撃しながら育ち、彼女自身も父からの直接的な身体的暴力、精神的暴力の被害者である。中一の冬、父に蹴られて左手首を骨折した。中二のときに他府県から母と妹とともに逃げてきた。中三の夏から高三まで、筆者とカウンセリングを続けた。Tさんは書くことが好きで、中三のときからケイタイ小説を書いていた。「ウイメンズカウンセリング京都」のニュースレターにも、「今は前とはちよつと違う」と題して、こんな文章を寄せてくれた。

最初は、カウンセリングなんか面倒くさくて、休むことが多々ありました。でも、何度もカウンセリングを繰り返すうちに、だんだんそれがなくなっていきました。前までは嬉しいことがあってもあまり伝える人がいませんでした。今もです。けれど、今は前とは少し違います。聞いてくれる人が少なくとも、喜んでくれるのがうれしいです。今では、なにかあったら一番にカウンセラーの人に言おう!と思えます。これまでは言っていないのかどうか迷っていたけど…。

少しだけ、昔のわたしに戻れたような気がします。

また、Tさんがある大学の人権懸賞論文「チャレンジ」に応募したときの文章の一部を紹介したい。「幸せへの道のり」というタイトルである。

私はずるい人間だ。あの頃の忌まわしい記憶を消しさり、楽しかったことも全て忘れ、私の頭の中にはもう何も残っていない。私の記憶の中の時計は、あの時のまま、ずっと動かない、そして…戻らない。いつになったら私は、楽になれるのだろうか。

誰にでも必ず死は訪れる。例外などない。私もいつか死するだろう。その時、私は自分の人生を褒められるだろうか。今はまだわからない。

私は自分の人生を褒め、称え、また生れかわったら、次も私になりたい。また○○○○(Tさんの名前)になりたい。そう思いたい。そう思わせてあげたい。「散々な人生だったな」そう思わせてしまうのは、可哀相だ。幸せになりたい。幸せにしてあげたい。自分の人生に後悔しないように、させないように。

幸せとは一瞬で出来るものじゃない。人生の、一日一日の積み重ねで出来るものだ。いつか幸せになれるかな。PTSDを乗り越えて、自由に暮らせるようになるかな。今、少しでも希望の光が見えてきた。あの日々は、私が幸せになるためには必要な時間だったのかもしれない。

この文章から、Tさんがハーマンのいう回復の最終段階「再結合」を達成しつつあることがわかる。二つの文章には、彼女が「犠牲者」というアイデンティティを捨て「新しい自己」を創造しつつあるプロセスが映し出されている。回復途上の困惑や迷いも垣間見られるが、それよりも未来への希求が強い。なによりも、DVに苦しんだ「あの日々は、私が幸せになるためには必要な時間だったのかもしれない」という「外傷ストーリーの再構築」に自覚的な彼女のスタンスに意味がある。この地点は、フェミニストカウンセラーとしての筆者の目標地点でもあった。DV体験を単に「犠牲者としての体験」ではなく、「もうひとつの」の点から肯定的に捉えて、それを他者に語ることによって、新しい自己や人生が現実のものとなるからである。

子どもたちへのトラウマ・カウンセリングを実践して思うことは、おとなに比して、その回復の早さである。子どもであることの心身の柔軟さや生活のシンプルさが、回復を早める要素なのだろう。DV家庭で育った子どもたちが、「暴力の連鎖」や「暴力の再現」といったメカニズムに捉えられ、長じてDV夫やDV妻になったりすることを回避するためにも、日本でも、DV家庭で育つ子どもたちへの社会的支援が急務である。

(II)

1 DV離脱後の子どもたちの現状

DVは世界的な規模の公衆衛生上の問題であり、その心身の健康被害は、被害者だけでなく子どもにも及んでいる。特に母親のDV被害を目

撃し、さらに緊急に一時保護施設に保護された児童の精神衛生は、母親同様に重篤に損なわれた状態にある。シェルター内で専門的な援助を必要とする児童は、六く七割というデータもある。

DV被害者と同伴児童の精神的回復のためには、DVから離脱した後のケアが重要である。母子の精神的状態は相互に影響し合っており、双方へのケアが両者の回復を促進する。

全国児童相談所長会調査（二〇〇八年四く六月三か月間）^①によると、DVを背景とする子ども虐待一三四〇件（重複回答）のうち、身体的虐待五五八（五七・七％）、性的虐待四七（四・六％）、心理的虐待七七七（七六・三％）、ネグレクト三一七（三一・一％）である。虐待の重症度（子ども一三四〇人）は、生命の危機一七（一・三％）、重度虐待五二（三・九％）、中度虐待四〇七（三〇・四％）、軽度虐待五四九（四一・〇％）、虐待の危惧あり二六〇（一九・四％）、不明五五（四・一％）であった。

被害女性の自己申告による調査では、子どものDVの目撃・接触について、二〇〇〇年ごろは、四割程度と報告されているが、二〇〇八年以降、六く七割の子どもが目撃しており、物音や話し声を聞くことを含めるとほぼ一〇〇％の子どもがDVに接触している。

DV被害母子調査（二〇一二年A県配偶者暴力相談支援センターによる一六六件のデータ）^②では、妊娠中の暴力七一％（身体的暴力四三・四％、性的暴力三二・三％、精神的暴力六九・三％、経済的暴力五一・二％、社会的暴力四六・四％）である。加害者から子どもへの虐待は九九％（身体的虐待五一・二％、性的虐待一一・四％、心理的虐待九六・四％、ネグレクト三五・五％）で、被害者から子どもへの虐待は三八％（身体的虐待一五・一％、性的虐待〇％、心理的虐待二一・七％、ネグレクト二二・七％）という結果が出ている。

また、その子どもへの養育や養育方針について加害者からの圧力があったのは七九・〇％で、その子どもに関する不安や心配を感じている被害者は、九六％にのぼる。学齢児への今回の離脱という選択の説明（七九件中）を「した」は九七％で、「していない」は三％であった。学齢児への今回の選択の説明（七七件中）を「家を出る前にした」は、三三％、「家を出る日にした」三一％、「一時保護所に来てからした」のは三五％であった。

そして、子ども（学齢児）は家を出たことについてどう言っているか（重複回答、七九件中）の問いでは、「よかった」五四・四％、「しよがない」四八・一％、「戸惑っている」二七・八％、「いやだ」二六・六％、「かなしい」二五・三％、「うれしい」二五・三％、「よくわからない」一二・七％とある。

DV被害女性だけではなく、母親に同伴する子どもたちが抱える問題は、心身症状、ひきこもり、家庭内暴力、反社会的行動、アルコールや

薬物問題、愛着障害、信頼関係構築の困難など多岐にわたり、その解決は容易ではなく、生命に関わる重い問題もある。

(II) においては、DV被害から逃れて、避難生活を経験した母子の課題を探るため、子どもたちを対象に行ったグループワークの報告とそこで得た考察を述べ、DV被害母子への支援の課題を探りたい。

2 グループワーク

ここでは、B県にあるb市母子生活支援施設、およびC県c市男女共同参画センターで筆者が行った子どもたちへの支援、特にグループワークについて報告する。

(1) 基本姿勢

ファシリテートにあたって、子どもたちが「安心できること」に留意した。

①時間・空間を構造化し、時間の流れは、「導入の遊びーワーク（語り合い／工作作業／クロージング）ー遊び」の流れを基本として、ワークの場、遊びの場を大まかに分割した。

②安心・安全であるために、互いを尊重し、肯定する言葉を重視した。また、遊びの中には「勝敗ゲーム」を避け、関係を築き平和であること、力関係に敏感であることを重視した。

③上記の姿勢を実践するために、ファシリテーターは、子どもたちが自分の存在を集団の中で確認でき、加えて相互に関係構築するための関わり機能と、子どもたちに伝えたいテーマを遊びのなかに盛り込みながら語り合い伝達する機能、安全な時間空間を管理する機能をもつことを基本姿勢として取り組んだ。

(2) 展開した内容

①「いろいろなきもち／どんなきもちも大切」(図一)

「感情に良い悪いはなく、どんな気持ちも自分の置かれている状況や自分のことを知らせてくれるサインである」というメッセージを伝え

る。友だちやきょうだいとの関係、母親との関係など、現在の関わりにおいて起る感情を話し合った。

毎回、クロージングの儀式として、メンバーが交替で「テーマを書いた紙を宝箱の中に入れて」ことを行う。「大切なお話がはいっているんだよ」と子どもたちは、ワークを象徴する宝箱を大切に扱っていた。

② 「たのしいこと、自慢のこと」(図二)

子どもたちが「自分を認めること、自信をもつこと」を中心にワークを展開する。特にファシリテーターがグループワーク開催までに個人的関わり(カウンセリング実施)をしている場合には、自己否定的な言動に対して、エンパワメントを促進する関わり方で、自己(の得意なこと)を表現することをあと押しし、自己主張的な経験を増やすことを重視した。

③ 「三つの傷く暴力を目撃したことについて話そう」(図三)

「からだの傷、こころの傷、いやなさわられ方」の三つの侵害行為について、話し合う。「友人がいじめられているところを見た」「きょうだいがあたたいてきた」「『バカ』と言われた」時に傷ついた気持ちを共有した。

また、「そんな時にはどうするのか」という話では、「友だちにきいてもらう」「マンガの本を読んで忘れる」「外に行って自転車に乗る」などのそれぞれの対処法を分かち合った。

④ 「お父さんとお母さんのケンカは子どもの責任じゃない」(図四)

まず、父親と母親の争いについて、子どもたちの声を聴くことから始める。子どもたちはそれぞれの内に抱えていることがあると分かる。「めっちゃ、怖かった」と、家族や友だちが知らない自分の話を語り合った。

ケンカのきっかけ、離婚の原因に話が広がることもある。「どちらが先に仕掛けたか」や、「ご飯をこぼしたから」「お父さんの小さい頃の気持ちが終わってないから」とさまざまに率直に語っている。

⑤ 「家族の変化く雨と晴れくきもちのことくこころの氷山」(図五)

父親と離れて暮らすことになり、今どんな変化があるかを話し合う。「弟が歩けるようになった」「友だちができた」と生活の変化や成長の話、「お母さんが笑うようになった」と、暴力を振るう父親と離れた安堵を語る子どもの声も聞いた。また、悲しかったこと、困ったことは、「友だちと離れた」「部屋が狭くなった」「お金が無くなった」と語っている。

「きもちのこと」ころの水山」は、子ども自身が自分の気持ちに焦点を当てることを目的として、押さえ込んでいる気持ちがあればそれに気づく関わりをする。映画『タイタニック』のように、海面下に潜む水山の一角は船を傷つけることもあることを伝えている。なかには、母親は父親から首を絞められ気絶したが、その寸前に自分が父親の手を振りほどいた経験を持つ子どももいた。彼は「いやなことは忘れること、それがボクのルール」と話していた。

⑥ 「あんしん・じしん・じゆう」(図六)

年長の子どもが描いた絵を活用して、「権利」について伝える。『子どもへの暴力防止教育プログラムCAP』を活用し、特に「あんしん」について子どもたちの声を聴きながら、それを侵害された時には「イヤ」と言ったり、その場を離れたり、誰かに相談できることを伝えている。

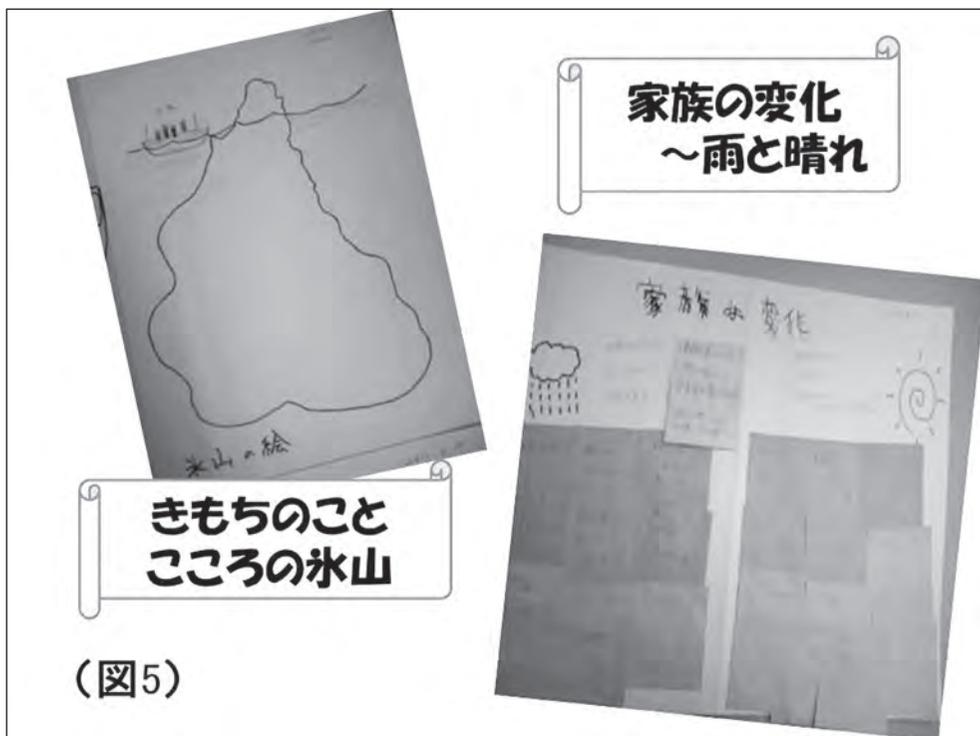
⑦ 「一緒につくって遊ぼう！わたしが主役」(図七)

母子生活支援施設で長期の関わりをした子どもたちとのグループワークの一つで、それまで行ってきた手作りの遊びを発表するという企画である。子どもたちは学校で困難や課題を抱えており、「教師の手を煩わせている」「友だちから孤立している」という評価を受けていることもある。このワークでは、絵が上手なことがメンバーに認められたり、絵本のセリフを覚えることが得意だったり、セリフを情感込めて発表する姿に絶賛の拍手が起こったりと、子どもたちがそれまで知らなかったメンバーのちからを互いに認め合う場となった。

⑧ 「わたしたちの名札」(図八)

男女共同参画センターでのグループワークでは、名札を手作りする。紙皿に大きく名前を書き、その周りは折り紙や色マジックペンで装飾する。自分の名札を装飾し、大切に扱う子どもたちの姿は自己尊重、自己主張の基本的姿勢につながる。毎回、図のようにワーク開始時に並べて飾っておき、子どもたちのチェックインの象徴となっている。

上記プログラム内容は、筆者が学んできたフェミニストカウンセリングにおける自己尊重トレーニングプログラム、障害児・者支援教育、DV被害母子同時並行（コンカレント）プログラム、子どもへの暴力防止教育（CAP）プログラム等を参考に、参加の子どもたちの状態に合わせて、組み合わせ構成している。男女共同参画センターでのグループワークでは、センター相談員にファシリテーターの補助的役割を依頼し実現した。



一緒につくって遊ぼう！ ～わたしが主役



「おふろ
だいすき」

「てぶくろ」

(図7)

わたしたちの名札



- おとうさんと離れて暮らしているという共通点
- 「話してはいけないこと」のない時間
話したい気持ち、
話したくない気持ち
話せない気持ちもOK!

(図8)

(3) 子どもたちの話

子どもたちは「話してはいけないこと、触れられないこと」の存在しない自由な時間、話したい気持ち、話したくない気持ち、話せない気持ちがあるまま認められる時間を過ごした。

最近、暴力をふるっていた父親と離れ、母親と生活している小学低学年の五名が参加したグループワークでは、共通の経験をもった者同士であることを知った子どもたちが、初対面ではあるが学校とは異なる安心感をもってそのグループの時間を過ごした。学校では、何か自分とは違っているという感覚をもっていて、「家で起こっていたことは、簡単に友だちには話してはいけないことなのだ」と、はっきり教えられたわけではなくても、子どもたちは共通して感じているようだ。

子どもたちは家庭内の暴力について、「グループでは話してもよいのだ」という認識をもち、経験を分かち合うことになった。父親と母親との間に起こっていた暴力について、何気ないキャッチボール遊びのなかなどで、ファシリテーターに次々と語り始めていた。なかには、間違った認識（「きょうだいが叱られることをしたから父親が怒り、母親と自分たちが家を出ることになり、両親が離婚した」）を話す子どももいた。それは、家を出るきっかけと離婚の原因が異なることを伝える機会となった。

離れて暮らす父親と面会することについて、裁判所や両親で話し合われることについて話が及ぶこともある。「前はちょっと会いたいと思っていただけ、今はどうでもいい」「なんで、会わなあかんのかわからへん」「『会いたくない』と言っているのだからわかかってほしい」と声があがる。五年生の男子は「子どもたちに加圧があることを大人はわからなくちゃいけない」と話してくれた。「会いたいか会いたくないか」を答えなくてはならないことや父親からのプレッシャーや母親への気遣いを表現しているようだった。ここでは、「まだ決められない」と、応えることができることも話し合った。気持ちが変わったら、また変更することもできることを伝える。

DVからの離脱で、多くの子どもたちは、友だちとの別れをしないままに暮らしている。どんな気持ちでいるか、子どもたちの反応はさまざまだ。「必ず、前の家に戻る！ お父さんが出ていったらお母さんと帰る」と決心を話す子どももいる。「しかたがないっていうか、僕がお母さんと暮らすことを決めたから」とさりとらと応えてくれることもある。「友だちに会いたい」「家に残してきたペットに会いたい」と、友だちの顔やペットの絵を描きながら話をする子どももいる。

男女共同参画センターで開催したワークでは、特に個々の経験や個性を重視して、全体性を強要せず個別の対応をこころがけていたにも関わらず、最終回に子どもたちが展開した共同性あふれる全体遊びはファシリテーター自身が驚くものだった。子どもたちは互いが共通の経験をしていることを知り、グループに安心を感じ、そこで自分を表出しながら相手を尊重することを実践していた。それは、一人でおもちゃのピアノを引くことを好んでいた子どもが、一部の子どもたちが遊んでいたハンカチ落としでBGMの役割を担ったことから始まった。初めて出会った子どもたちが、五回のワークを重ねるなかで、最終回には互いの信頼関係を築き、全体でひとつの遊びを自発的に作り上げるといった経験ができた。ハンカチ落としで捕まってしまったことでさえ子どもたちは、「メンバーからの質問に答えながら自分の特技などを発表する」という自己表現の場に変え、拍手喝采を受ける機会としていた。自己尊重感の回復とともに互いを尊重する関係をグループのなかで培った子どもたちだった。

母子生活支援施設でのワークで特徴的であったのは、子どもたちはそれまで互いに自分の身上を話し合うことはなかったにも関わらず、父親の暴力によってこれまでの関係を切って避難していることを了解し合っていたことである。子どもたちは、共通の経験をファシリテーターである筆者など介入できない言葉にはならない感覚によって共有していた。普段は全くと言っていいほど交流のない間柄であるのに、「いろいろあるよね」「ねえ」とうなずきあう様子は、子どもたちが多くのおとなが知らないDV被害を共通に経験していることを示唆していた。

3 考察 子どもたちが必要としていること

(1) 自分の身に起きていることを知る

子どもたちの状態は「DVが、『話してはいけないこと』『話せないこと』になっている」、「自分の経験や気持ちを安心して語る場がない（家・学校・裁判所などで）」、「語れないほど過酷な記憶をもっていることも多い」ことがわかった。特に親との関係において、子どもたちは、「両親間にあったことはDVだった」と認識する話し合いができていないことが明確になった。

小学校の教職員研修などでも、DVの問題を取り上げられることも増えているが、問題意識が高い教員から「被害を受けている子どもにどのよう

に接したらいのだろうか、留意点は何か」と問われることが多い。おとながDV被害の深刻な現状を知れば知るほど、緊張し、気遣い、子どもに近づけなくなっているようだ。

大きなこと、たいへんなことであるほど、語り伝えてもらうことが子どもたちの安心につながるのだが、先に述べたように、一時保護所に入

所するにあたって、家を出る前にそのことを聞いていた子どもは三三%しかいなかった。グループワークで語っているとおり子どもたちは、大切な友だちやペットと別れることも知らされていない。どれくらい前にどれだけの情報を知ることが子どもにとってよいことか、正解は見つからないが、子どもたちと接していると、「語り伝えてもらうこと」によって、自分の身に起きたことを理解し、受け入れがたい事実を受け入れられる大ききに変化させることが始まる」ようである。そして、DVから避難することは、安全なところで安心して生活する権利があることを子どもたちに伝えることとなる。それは、子どもたちが安心の感覚を養い、選択するちからを持つことにつながる。

グループワークでは、DVから避難した理由を全く別の原因と取り違えて思い込んでいる子どももいた。被害者である母親はその時点ではよりよいと思う選択をし、間違ったことでも隠すことでもないのに、真実を知らせることを躊躇しがちである。真実を明らかにしないことで、子どもたちは傷ついたり必要以上にこころを砕いている。

(2) DV被害の影響から自由になる

「両親の間にあるのはDVである」「DV家庭で育つのだ」という認識をもつことによって、「両親間の暴力は『あなた』のせいではない」「自分が責任を感じ取りつくりする必要はない」「愛着と暴力を繰り返していると見える両親の関係は『正常』ではなく、混乱しているとみえて当然なのだ」というメッセージを子どもに伝えることができる。

そして、子どもがDVからの離脱後に、母親にむける怒りや暴力、出現する症状や問題行動について、周囲も本人も理解し、子ども自身が抱く怒りの対象は誰かなど、気持ちを整理することができる。自分の症状や問題行動は、DV家庭(被虐待環境)ゆえに起こっている「異常な状況への正常な反応」でもあると、被害による影響を知り、自分に取り組む課題があることを知ることにつながる。暴力によるコミュニケーションを脱学習し、自己主張を学んだり、感情のコントロールという課題に取り組むことを始めることもできる。特に、今後ともに暮らす母親に抱く複雑な思いや葛藤に対しては、母子だけにその解決を任せておくのではなく、外部からの支援が要することもある。

暴力を受けて育つたことで自己尊重感をもつことが困難となるため、安全な場で自己尊重感を育てていく課題がある。暴力をふるい、自分と母親を苦しめた存在が、愛着の対象となるはずの父親であること、実父の場合は特に、遺伝的に共通性をもつ否定できない存在であることに関して整理を必要とする。数年前には「大嫌いだ! あんな人は父親ではない」と話していた子どもが、中学生になって、「父親であることは変え

られないが、自分は父親と認めて会いたくはない」とその語りが変化した。高校生の子どもは、母親には話せない実父に対する葛藤をカウンセリングで語っている。

DVからの離脱後、母親が症状を発症したり疲弊しているため、子どもの養育が困難であったり母親からの虐待があり、子どもが一時保護されることも増えている。父親との離脱の後、母親とも離れた生活を送ることを子どもたちはどのように受け止めるのだろうか。きょうだいで一時保護されたある小学生は、姉と一緒にだったことや、母親は回復のために一人で暮らしているという説明を受けていたので、母親への気遣いも減り、安心して保護期間を過ごしたと語ってくれたこともある。子どものための一時保護所は、母子のDV被害について、子どもの視点、女性の視点の両面における専門性を必要とされている。

二〇一三年開催の第一二回日本トラウマティック・ストレス学会東京大会パネルディスカッションのテーマは「次世代のレジリエンシーを育むくアタッチメントとトラウマの視点から」であった。不適切な養育や暴力行為が、混乱したアタッチメント形成や「複雑性PTSD」を生み出し、青年・成人期におけるさまざまな病態につながっている発表や、アタッチメントとトラウマに焦点を当てた心理治療的プログラムにおいて、トラウマの再現性と考えられる暴力的な人間関係の減少、アタッチメントに関連する感情・行動調整の促進に有効性を見出しているとの発表があり、議論された。

暴力・虐待被害は、被害時期が幼少期でも成人期でもトラウマを生み、影響を与える。フェミニストカウンセリングが強調しているのは、個人の問題とされてきた多くのさまざまな症状が、実は暴力被害の影響であったこと、そして、PTSDという言葉を得たことで症状は「トラウマ」の影響であると外在化できるようになったことである。その影響から自由になることも、逆に「トラウマの連鎖」と呼ばれ、自身の人生や次世代に影響を与えることも、アタッチメントの形成と関係すると言われている。安定したアタッチメントの形成は、被害の影響を理解して関わることによって、広くは所属する社会のもつ関係形成能力によって左右されると言えるのだろう。「暴力をふるわれた（虐待された）子どもが親になって子を虐待する」のではなく、暴力を受けて育っても暴力をふるわず子育てをし、人間関係を築いている人は多い。暴力を介さないコミュニケーションを再学習するとともに、虐待の被害によるトラウマからの心理的回復をめざすことが必要とされている。

子どもの母親であるDV被害者が抱える課題は、貧困問題、心身症状の悪化、アルコールなどの依存の問題、他者との信頼関係構築が困難であるなど、複雑で多岐にわたる。DVは母子の間の良好な愛着関係を歪めてしまう。母子双方に弾力性を与え、柔軟な関係形成の力を育むため

の関わりが今後も継続的に必要である。

(3) 支配関係ではない安全な関わりを経験する

グループワークを通して、子どもたちが必要としていたものは、自分が脅かされない強制されない関係性だとわかった。DV被害を受けてきた子どもたちは力関係に敏感である。相手との力の格差を読み取り、相手の感情に合わせた言動を選ぶことに長けていることも多い。そのため、自分が自分でいることができ、自分が安心して存在することができるような環境を整備する必要がある。子どもたちが互いを尊重し、相手によって、状況によって境界線を柔軟に引くことができる関係を経験するために、周囲は安全で健康な関わりを提供し続けることが求められている。

家庭裁判所は、子どもの意見表明権（「子どもの権利条約第二二条」）を守っているだろうか。少なくとも私が関わったDV裁判では、子どもは意見を聞かれるにすぎず、それを信じてもらうことなく、裁判所の判断は進められている。特に多いのは「子どもは母親のことを気遣って、自分が父親に会いたいという気持ちを言えないでいる」という裁判所の解釈である。「今は会いたくない」そう表明する子どもの言葉をおとなが勝手に解釈することは避け、子どもが「しかたがない」と言葉を飲み込むことや子どもにかかる加圧を減らすために、子どもひとりひとりの声を聴くことから始めたい。

虐待環境を生き延びてきた力について、被害者と話し合うことがある。グループワークでも傷ついた気持ちを立て直す対処法として話されていたが、マンガや物語の世界に浸ること、自転車に乗って知らない街を走り回ること、縄跳びや楽器などの得意技に没頭することなど、DV・虐待被害のなかで正常を保つために手にした方法はさまざまである。驚かされることは、思い出すために準備してはいたわけではないのに自分を支えてくれた行動、もの、人の存在を時にいきいきと即座に語り始めることである。

義父からの性虐待を経験した女性は、孤立無援状態のなか、一人遊びをしていたところ、いつも声をかけてくれる人の存在を昨日のこのように詳細に語っていた。また、別の虐待被害者は、自分の語学の能力を認め、力づけてくれた教師の話をしてくれた。成人してもなお、子ども時代からずっとこのころの支えにしてきた人の存在があることが伝わった。そのおとなたちは、子どもが虐待を受けていたことを知っていたかどうかは分からないのだが、目の前にいる子どもたちの存在を見逃さず尊重し、安全に接したおとなであったことが重要であるようだ。

(4) 『母親なのに…』という言説を打破する

「母親なのに子どもを一番に考えていない」「母親なのに子どもを犠牲にしている」「母親である前に女であることを選んだ」…との言葉が、DV被害者支援の現場で聞かれることがある。DV被害女性は、犯罪被害者であるのに冷遇されている。DVという言葉が拡がり、DV防止法（配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律）ができ、逆説的だが、被害女性はDVから早急に避難する選択を迫られることになった。「DVなのになぜ逃げないのか」「DVは虐待なのになぜ離婚して子どもを守らないのか」と、容赦ない言葉が投げかけられる。

暴力から逃れるために、被害母子は断腸の思いで慣れ親しんだ人間関係を切り、住居を離れる。グループワークで子どもたちが「何も悪いことをしていないのに、何で私とお母さんが家をでなくちゃいけないのか分からない」と話していた事態である。なぜ母子は逃げなければならぬのか、「なぜすぐに逃げないのか」と責められるのは、理不尽である。

一方で最近、「夫が突然、幼い子どもを連れて家を出てしまった」という相談を複数受けている。夫側の主張は「妻が家事をしない」「妻が育児を放棄している」である。その周囲では「妻なのに」「母親なのに」と女性が責められ、男性が子どもを連れて家を出たことが容認されている。DV相談では、話し合いたいと願う被害女性に対して、「ここまで努力したけれど話し合いが成立しないのなら、DVを振るう男性とはまず別居して調停を申し立てることが策である」と助言することが多くある。しかし、最近のこれらの相談者の夫たちは、妻からの身体的精神的暴力の危険が迫っているわけではないのに、黙って密かに子どもを連れて去ってしまっている。子どもは男性の所有物ではないはずである。

子どもが両親間の力の格差の影響で翻弄され、「しかたがない」と自分の人生を「運命」であるかのように諦めている事態が起きている。また、離婚後に行われる、離れて暮らす親との面会交流では、加害者からのDVが終わらないことも多く、面会交流が続く限り母親のDV被害が継続していることは大きな問題となっている。「ハーグ条約批准」³や「共同親権の推進」⁴は、DV被害母子を脅かす事態になりかねず、離婚後の母子の心身の安全確保が重要な課題となる。

子どものDV・虐待被害の支援に関わるとき、女性支援の視点をもって母親に関わることが、子どもの安全を確保するためにも求められている。

4 共通の経験を分かち合うことからエンパワメントへ

フェミニストカウンセリングでは、DV被害者支援の一つとして、サポートグループをあげている。被害の実態の多くを語らなくても共有し

あえる関係のなかに、互いをエンパワメントする力が内包されている。フェミニストカウンセリングが提唱する「パーソナル イズ ポリティカル」（「個人的な問題は社会的な問題」というとらえ方は、間違った結婚の選択という個人の問題ではなく、社会構造上の力の格差の問題であることを示し、被害女性たちをつなぎ、社会変革への動きを生んでいる。

子どもたちのグループワークにおいても、先述したとおり、当事者同士が了解しあえる関係性が実現した。子どもたちは、安全な場所で、安心して自分が存在できるとき、互いを尊重する言動を積極的に発する。自分たちの辛さ、しんどさは、自分の状況を隠されたもの、見えないものとされているからだと感じ取り、仲間の存在にエンパワメントされている。

「心的外傷体験は、恐怖と孤立無援感をひきおこす」と性暴力・DV被害者や児童虐待被害者支援の先駆者であるジュデイス・ハーマンは語っている。「被害者へのエンパワメントは安心できる他者とのつながりのなかで強化される」と言われるとおり、孤立無援状態から脱するためにも、暴力やトラウマの負の連鎖を断つためにも、安全な関係における他者の存在が不可欠となる。フェミニストカウンセラーは、DV被害母子にとつて安全な他者として存在し、また安全なグループの場の設定を促進し、安心できる社会への変革につながることをめざしている。

参考文献

- 石川憲彦・高岡健 二〇一二『発達障害という希望 診断名にとられない新しい生き方』 雲母書房
 井上摩耶子編 二〇一〇『フェミニストカウンセリングの実践』 世界思想社
 小沢勲編著 二〇〇六『ケアってなんだろう』 医学書院
 川崎二三彦 二〇一〇『子ども虐待ソーシャルワーク 転換点に立ち会う』 明石書店
 小西聖子編著 二〇〇八『犯罪被害者のメンタルヘルス』 誠信書房
 ジュデイス・L・ハーマン 一九九六 中井久夫訳『心的外傷と回復』 みすず書房
 ランディ・バンクロフトほか 二〇〇四 生島幸子訳『DVにさらされる子どもたち―加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』 金剛出版
 ランディ・バンクロフト 二〇〇六 白川美也子・山崎知克（監訳）『DV・虐待にさらされた子どものトラウマを癒す―お母さんと支援者のためのガイド』 明石書房
 森田ゆり 一九九七『あなたが守る あなたの心・あなたのからだ』 童話館出版
 NPO法人RRP研究会 二〇一〇『コンカレントプログラムマニュアル―日本におけるDV被害母子同時並行プログラム実践報告―』 朝日新聞厚生文化事業団子どもへの暴力防止助成事業

子ども向け参考文献

- グロー・ダーレ作 スヴァン・ニーフース 二〇一一 大島かおり・青木順子共訳『パパと怒り鬼―話してごらん、だれかに―』 ひさかたチャイルド

チルドレン・ソサエティ著 二〇〇五『虐待とドメスティックバイオレンスのなかにいる子どもたちへ〜ひとりぼっちじゃないよ』 アジア女性センター訳 明石書店
バット・パルマー 一九九一 イクプレス訳『自分を好きになる本』 径書房

注

- (1) 研修資料「二〇一二年度NPO法人日本フェミニストカウンセリング学会教育訓練『フェミニストカウンセリングと子どもの支援』」より、山本恒雄『DVにおける母子被害と同伴児への支援』による。
- (2) 研修資料「平成二五年度内閣府主催『女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業』」より、大阪府女性相談センター『DV被害が母子に与える影響と支援ニーズに関する調査結果』による。
- (3) ハীগ条約とは、「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」。「居住地」から不法に親によって連れ去られた一六歳未満の子どもの保護を目的としており、一九八〇年に採択され、日本はアメリカなどからその批准を強く求められてきた。二〇一三年五月、国会で承認され、条約を締結する予定である。国際結婚の破綻に伴い、たとえば日本人が国外から自らの子を日本に連れ帰り、もう一方の親が子の返還を求めた場合、原則として子どもを元の国に返したうえで、どちらが育てるかを定める。親権に関する手続きは、子どもがそれまで居住していた国で取ることが望ましいとの考えに基づく。
- (4) 「離婚後共同親権」とは、離婚しても子の親権について父母双方が共同し権利と義務を有するという考えである。離婚した両親の合意に基づき親権は行使される。DVの場合は合意形成が困難なため、被害母子へのダメージの増幅が懸念される。D